

I 組織の使命

農林水産部は、企画調整課（市場・販路担当課）、水産課（漁業活性化担当課）、農務課および農林整備課で構成しており、食料の生産や供給に関すること、水産物・青果物地方卸売市場に関すること、森林整備や山地災害の防止に関するなど主な業務としております。

農林水産部のミッション（使命）は

1. 本市の農林水産業を持続可能な産業として発展させる
2. 市民に生鮮食料品を安定的に供給するための基幹的なインフラである卸売市場の機能を維持する
3. ゼロカーボンシティの実現に向けて森林を適切に管理するとともに、山地災害から市民の生命と財産を保全する

ことです。

この使命を達成するため、関係機関と連携し、地域の農林漁業者等の声をお聞きしながら、農林水産業を取り巻く情勢の変化に対応した施策に取り組んでまいります。

II 組織の基本方針

- 職員自らが常に問題意識を持つとともに、農林漁業者等との対話を通じて課題の解決に努めます。
- 農林水産業に関する国や北海道などの関係機関と連携し、効率的で効果的な事業を進めます
- 農林水産業に関する国や北海道などの関係機関と連携し、効率的で効果的な事業を進めます

III 主要施策・事務事業

1 農水産業の振興

(1) 農業者の所得向上を図ることで農業を魅力ある産業とし、担い手の確保に努める

- (ア) 農業委員会等との連携を強化し、農地の集積・集約化および遊休農地の解消などを促進します。
- (イ) 農業生産基盤（農地・農道・用排水施設等）の整備に努めます。
- (ウ) 「酒蔵」や「ワイナリー整備」など、「新たな農業資源」が創出してきたことから、グリーン・ツーリズム施策を推進します。
- (エ) 農地所有適格法人の誘致を推進するための支援策について検討します。
- (オ) 新規就農の増加に向けた取り組みに努めます。
- (カ) エゾシカ等有害鳥獣による農業被害等の抑制に努めます。
- (キ) 農作業の省力化および効率化を図るため、共同利用機械等の導入を支援します。
- (ク) 収益性の高い農作物への転換を促進します。
- (ケ) 函館産農作物の高付加価値化を促進し、他産地との差別化に取り組みます。
- (コ) 函館産農作物の地産地消の促進に取り組みます。

(2) 漁業者の所得向上を図ることで漁業を魅力ある産業とし、担い手の確保に努める

- (ア) 漁業生産基盤（漁港・漁場等）の整備に努めます。
- (イ) ウニやアワビ・ナマコなどの種苗放流のほか、コンブ漁場の機能回復などを支援し、資源管理型漁業を促進します。

- (ウ) つくり育てる漁業を強化するため、海面および陸上での新たな水産物の養殖を検討します。
- (エ) 天然資源に依存しない漁業経営を目指し、国の方針大学・地域産業創生交付金事業を活用し、キングサーモンを含めた魚類養殖の実現に向けた研究に取り組みます。
- (オ) 漁業所得の向上を目指し、コンブ養殖漁業の生産および加工利用を増大させるための研究に取り組みます。
- (カ) 新規漁業就業者の受け入れへ向けた支援体制を検討します。
- (キ) 漁労作業の省力化および効率化を図るため、生産工程の見直しやICT(AI・IoT)の活用を検討します。
- (ク) 函館真昆布などの函館産水産物の高付加価値化を促進し、他産地との差別化に取り組みます。
- (ケ) 函館産水産物の地産地消の促進および魚食の普及に取り組みます。

2 生鮮食料品等の安定供給

(1) 卸売市場の機能を維持するとともに、適切な管理運営に努める

- (ア) 水産物および青果物地方卸売市場が生鮮食料品等を適正な品質管理のもと安定的に供給する基幹的なインフラとしての使命を果たし続けるため、適切な管理運営に努めます。
- (イ) 「水産物地方卸売市場の今後の活性化に向けた検討会議」の報告書に基づき、課題解決への取り組みを進めるとともに、青果物地方卸売市場においても今後の活性化に向けた方策等を検討します。

3 森林の適切な管理および山地災害の防止

(1) 森林の適切な管理に努める

- (ア) 森林が持つ多面的な機能を発揮させるため、市有林を適切に整備し管理します。
- (イ) 市有林を適正に管理することでFM(森林管理)認証を維持します。
- (ウ) 私有林の適切な整備を促進するための支援を実施するほか、森林経営管理事業により、手入れの行き届いていない私有林の適切な経営管理の確保を図ります。
- (エ) 木育活動等により道南スギなどの地場産材の利用促進に努めます。
- (オ) 小規模な施業で森林を適正に管理するための手段として有効である自伐型林業の普及啓発に取り組みます。
- (カ) 重要な森林施設である林道架設橋梁の長寿命化に取り組みます。

(2) 山地災害の防止に努める

- (ア) 市民の皆さんの生命と財産を保全するため、治山事業の実施による山地災害の防止に努めます。